（1）給与支払報告書のマイナンバー記載誤り等への対応について(豊橋市提出）

資料1

市名		各市の状況		
		①資料登録	②特別徴収税額通知書	③マイナンバー調査 （調査対象、調査時期、頻度等）
1	名古屋市	チェックディジットのチェックを行い、不正であると判定した個人番号を除外し、正しいチェックディジットの個人番号を登録する。	ア　住民基本台帳上の個人番号を把握している場合（住登者で個人番号の記載がない場合も含む。） 住民基本台帳上の個人番号を記載する。 イ　住民基本台帳上の個人番号を把握していない場合 記載しない又は全桁「＊」（アスタリスク）を記載する。	ア　調査対象者 住民基本台帳上の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が不明な者 イ　調査方法 給与支払者へ文書にて照会を行う（このことのみを以て、訂正分給与支払報告書の提出は求めない。）。 給与支払者に照会し、なお不明な場合は、給与の支払を受ける者本人へ同様に文書にて照会を行う。 ウ　調査時期 2月中旬頃
2	豊橋市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録	住民基本台帳上のマイナンバーを記載	対象者：住民基本台帳等の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）、マイナンバーが一部でも一致しない者 調査時期：2月中旬から3月末 頻度等：週1回程度
3	岡崎市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記。 ※不明な場合は、「**********」等を表記したいと考えている。	未定。不明なマイナンバーの調査を行うならば、当初賦課後と考えている。
4	一宮市	給与支払報告書のマイナンバーを登録。	議題3のとおり、自庁で保有しているマイナンバーを印字するか印字しない（空欄のまま）若しくは＊表示を検討中。	マイナンバー調査がシステム上で可能かどうか確認中。しかしながら、すべての通知書にマイナンバーをアスタリスクで印字することとしたら、マイナンバー調査を行わない可能性もあり。
5	瀬戸市	給与支払報告書記載のマイナンバーは、登録しません。	貴市と同様です。	氏名、生年月日、住所のうち、2つ以上が一致する候補者があり、かつその候補者が1名だった場合、その候補者を個人特定しています。個人特定できなかった者は、次のとおり事業所又は本人に照会します。 時期　…　3月上旬から4月上旬まで 頻度　…　随時
6	半田市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録（事後確認のため無修正）を予定しています。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記し、 住登外者等（番号誤り、空欄含む）で調査中等特定できない者は全て「＊＊＊＊＊＊」を表記する予定です。 ただし、システムの開発元にて、本件に関する機能が確定できていないため。	住民基本台帳等の情報により個人特定不明者については、文書又は電話にて確認をする予定です。外国人の氏名など完全に一致しないものを全て調査することは難しいと考えています。 ・時期　…　給与支払報告書のその他対象不明者の照会と同時 ・頻度　…　2月中旬より週1回程度
7	春日井市	貴市と同様の運用を予定しています。	マイナンバーが記載されていた給与支払報告書分については、住民基本台帳上の正しいものを表記。漏れ等、マイナンバーの記載が無いものについては空欄を予定しています。	個人特定不明者は、必要に応じてその都度事業所へ照会する予定です。訂正した給与支払報告書の提出を求めることは予定していません。
8	豊川市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録する。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記 ※住登外者等で調査中の場合は空欄または別表記	調査対象　住登外者及びマイナンバー未記載者 調査時期　2月上旬から随時。訂正給与支払報告書または扶養控除申告書の写しの提出求める。
9	津島市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録	未定であるが、給与支払報告書記載のマイナンバーを表記 ただし、法律上は「表記する」こととされているが、郵便物の送付方法による費用や、個人番号の流出防止を防ぐため、「表記しない」ことが可能ならば、表記しない予定。	マイナンバーの記載漏れの場合、氏名、生年月日、住所のうち、誤字を除いて一部でも一致しない者は、個人特定不明者として事業所へ確認し、訂正給与支払報告書の提出を求める。 時期については、豊橋市と同様に、2月の中旬頃からの予定で頻度は未定。（参考：H28年度の第1回パンチ提出が1/27　データ納品が2/8　納品後エラー等を潰す際に調査対象者を特定することになると思われる）

市名		各市の状況		
		①資料登録	②特別徴収税額通知書	③マイナンバー調査 （調査対象、調査時期、頻度等）
10	碧南市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録（事後確認のため無修正）	住民基本台帳上のマイナンバーを表記	調査対象：住登外者及び個人事業主で特徴事業所 調査時期：住登外者については3月中旬。個人事業主については随時。
11	刈谷市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録する予定です。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記する予定です。 ※住登外者等で調査中の者は、検討中です。	調査の実施も含めて、検討中です。
12	豊田市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録（無修正）	住民基本台帳上のマイナンバーを表記 ※確認できない者は「*」埋め	氏名、生年月日とマイナンバーが一致しない場合は確認するが、訂正給与支払報告書の提出を求めるかは未定。 調査時期は給与支払報告書の不明者照会と同時（4月上旬）
13	安城市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録する。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記予定。住登外者等でマイナンバーが不明な場合は、アスタリスクを表記する。	原則、誤りがあっても調査を行わずそのまま受付する。 例外として、提出された給与支払報告書全てにマイナンバーの記載がない場合は、訂正を求める。（※30枚提出があって、30枚全てマイナンバーの記載がない場合など。）
14	西尾市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録（事後確認のため無修正）	住民基本台帳上のマイナンバーを表記。 ※住登外者等で調査中の者は、「**********」を表記。	個人特定不明者については、事業所へ給与支払報告書を返送し、賦課期日現在の居住地等の照会をする。（基本4情報が1部一致しない場合においても、他の3情報で特定する予定） 時期・・・個人特定不明給与支払報告書が出揃う3月頃 頻度・・・3月頃に、まとめて返送。（基本的には1回を考えている）
15	蒲郡市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録（事後確認のため無修正）	住民基本台帳上のマイナンバーを表記 ※住登外者等で調査中のものは、「**********」を表記	住民基本台帳等の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が一部でも一致しない者は、個人特定不明者として事業所へ訂正給与支払報告書の提出を求める。 ・時期・・・給与支払報告書のその他対象不明者の紹介と同時 ・頻度・・・2月上旬より週1回程度（処理量により随時変更）
16	犬山市	提案市と同様の運用予定です。	提案市と同様の運用予定です。	検討中です。
17	常滑市	未定ですが、システムの都合上、マイナンバーに係る情報を一つしか持てないため、住民基本台帳上のマイナンバーを登録することになると思います。	未定ですが、マイナンバーを表記する場合は、住民基本台帳上のマイナンバーを表記し、住登外者等については、表記しないことになると思います。	未定です。
18	江南市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録（事後確認のため無修正）	住民基本台帳上のマイナンバーを表記します。 住登外者は、資料に記載があった番号を印刷するか、情報連携端末で調査した正しい番号を表記するかは検討中です。	マイナンバー不明、住基4情報でも市内で個人特定できない給与支払報告書は事業所に確認をしますが、住基4情報で個人特定できて、単にマイナンバー不備のものは訂正を求めません。
19	小牧市	個別の課税資料中のマイナンバーデータの訂正はしませんが、正しいマイナンバーに紐付けをします。	住民基本台帳上のマイナンバー。 調査中の住登外者は空欄。	調査はしない。
20	稲沢市	未定(システムの対応次第)	給与支払報告書記載の個人番号を記載。なお、備考欄を活用し正しい該当者が見当たらない旨を明示する。	自庁システムにおいて個人番号が記載された特定個人情報ファイルを保有しているため、訂正は求めない。ただし市外の住民に関しては特定個人情報ファイル内の番号が最新という保証がないため訂正を求める。調査時期、頻度については未定。
21	新城市	住民基本台帳上のマイナンバーを表記	住民基本台帳上のマイナンバーを表記	住民基本台帳等の4情報（氏名、生年月日、性別、住所）が一致しないものは、事業所へ訂正給与支払報告書の提出を求める。 2月下旬から随時（照会件数がある程度溜まったところで）
22	東海市	豊橋市と同じ	豊橋市と同じ	調査対象・・・検討中 方法・・・訂正給報の提出を求める。 調査時期・・・2月から3月 頻度・・・週1回程度

市名		各市の状況		
		①資料登録	②特別徴収税額通知書	③マイナンバー調査 （調査対象、調査時期、頻度等）
23	大府市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録（事後確認のため無修正）	豊橋市と同様に扱う方向で検討中。ただし、本年度、従業員が他人になりすましていたために全く別の人に課税し、トラブルになったケースがあった。また、マイナンバー制度定着には数年の期間を要すると思われ、29年度分ではマイナンバーの記載誤り又は未記載が相当数あると予想できる。状況を見ながら慎重かつ柔軟に対応したいと考えている。	事業所への照会により、確実に本人を特定できるよう努める。住民税の課税に支障がないよう、例年どおり個人の特定は行いたいが、事業所との間でマイナンバーの不一致の是正がどこまでできるかは状況次第。
24	知多市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録します。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記します。 住登外者等で調査中の場合は、空欄又は「＊」で表記するか検討中です。	調査対象 ： 個人特定ができなくても、訂正給与支払報告書の提出を求めるかどうか検討中です。 時期 ： 給与支払報告書での不明者照会と同時 頻度 ： 2月中旬から随時
25	知立市	貴市と同様	貴市と同様	現在係内で協議中であり、具体的な予定は決まっていない。
26	尾張旭市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録	住民基本台帳上のマイナンバーを表記 住民登録外者等で調査中の者は、「**********」を表記	住民基本台帳等の基本4情報が完全に一致していなくても、同一人物と特定できる場合は、提出を求めない。（住所の肩書の有無、生年月日の一部及び氏名や住所の漢字等） しかし、同一人物と特定できない場合には事業所等への調査を実施している。（調査時期、頻度については不明）
27	高浜市	資料登録しません	住民基本台帳上のマイナンバーを表記します。（空欄提出の場合）	確認しません。 （総括表送付時に「確認する場合がある」旨の通知を送付予定）
28	岩倉市	登録しない予定です。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記する予定です。 ※住登外者で不明の場合は空欄。	調査対象：当市の住民に該当しない者。 調査時期：3月下旬。 頻度：3月下旬の一斉調査以降は、随時行いますが、頻度は決めておりません。
29	豊明市	資料登録については、市役所内部で運用している番号で管理するので、マイナンバーの登録そのものは行わない予定ですが、必要に応じ住民基本台帳上のマイナンバーとの確認を行う可能性はあります。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記する予定です。住登外の調査中等で表記が不可能な場合、空欄にするか、「******」等にするか検討中です。	基本4情報のうちの「氏名、生年月日、住所」中、2点が一致すれば、個人の特定を行う予定ですが、それでも特定できない場合は、その都度、事業所に問い合わせを行います。
30	日進市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録する予定です。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記する予定です。 住登外者等で調査中の者は、「**********」を表記する予定です。	未定です。
31	田原市	無	豊橋市と同様の運用を予定。	前年度情報等を確認し、本人であることが特定できれば、訂正給与支払報告書の提出は特に求めない。
32	愛西市	突合チェックを行い、突合しなかった場合は、課税資料の「赤書き」による修正を行う。	正しく記載されている場合・・・「※」による印字 誤って記載されている場合・・・空白 特定個人情報の漏えいを防ぐという観点から「※」印を印字する。また、誤って記載されている場合と区別するため、誤って記載の場合は「空白」とする。	今のところ、訂正を求める予定はありません。
33	清須市	貴市と同様に給与支払報告書記載のマイナンバーを登録します。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記します。 ※住民登録外者等で調査中の者は印字しない予定です。	基本4情報のうち3情報が一致していれば、給与支払報告書の再提出は求めません。氏名相違のときは、双子等の可能性もあるため、世帯の情報や前年度の課税資料等で確認し、判断がつかない場合は、給与支払報告書の再提出を求めます。 住民登録外者でマイナンバーの記載が無い場合は、給与支払報告書の再提出を求めます。
34	北名古屋市	給与支払報告書記載のマイナンバーをそのまま登録し、同時に、氏名、生年月日で個人特定を行ったうえで、正しいマイナンバーの紐付けを行う。	特別徴収義務者に対して、どちらで送付するか迷っています。 おそらく、住民基本台帳上の正しいナンバーを記載することになると思います。	マイナンバー未記入の場合は、4情報が合致すれば住基のマイナンバーを付番、マイナンバー誤記入の場合は、訂正給報を再提出してもらうかは検討中ですが、おそらく訂正給報の再提出は依頼しません。

市名		各市の状況		
		①資料登録	②特別徴収税額通知書	③マイナンバー調査 （調査対象、調査時期、頻度等）
35	弥富市	給与支払報告書記載のマイナンバーを登録（突合チェックを行うため）	住民基本台帳上のマイナンバーを表記 ※住登外者等で調査中の者は、「**********」を表記	住登外者でマイナンバーで突合できなかった者や氏名、生年月日、住所の突合内容が大きく異なるような者は、提出元に記載の訂正を求める。 ・時期　…　給与支払報告書のその他対象不明者の照会と同時 ・頻度　…　１月下旬よりその都度行い週３日から週５日程度
36	みよし市	給与支払報告書記載のマイナンバーを課税資料として登録	住民基本台帳上のマイナンバーを表記	基本４情報に一部差異がある場合の現取扱いと変更なし（一部に際の場合は、市で調査、補記する。）
37	あま市	マイナンバーの記載の有無に関わらず、提出のあった状態で、そのまま登録。	住登内・住登外者とも、＊で印字し、マイナンバーを表示しない（予定）	調査対象は、当面、住登外者等の本市でマイナンバーの確認ができない者を対象に事業所へ照会。 時期については、当初課税データ作成まではエラー修正等で余裕がないため、当初課税後に照会する予定。 マイナンバーの報告のみで、訂正給与支払報告書の提出まで求めない予定。
38	長久手市	既にマイナンバーを把握している納税義務者はマイナンバーが登録されています。給与支払報告書記載のマイナンバーを登録し、氏名、生年月日、マイナンバーが一致しない者がエラーとしてリスト化され、同一人物と類推できた者のみ紐付けします。	住民基本台帳上のマイナンバーを表記します。住登外者は、確認ができれば表示しますが、納税通知の時点で調査中の者は、空欄とする予定です。	当市に、住民票がある者、過去の調査により判明している者については、基本４情報が一致しなくとも、同一人物と類推できれば、再提出を求めない予定です。 同一人物として特定できない者、住登外者で情報が不足する者については、事業所に文書照会をする予定です。 文書照会すべきか、貴市のように再提出を求めるかなど、他市町村の動向を参考に判断したいと思います。

（2）マイナンバー法に伴う情報の紐付けについて（清須市提出）

資料2

市名		各市の取り組み状況
1	名古屋市	【個人住民税】 雇用者及び本人へ文書にて照会することにより住民基本台帳上の基本4情報（氏名、生年月日、性別、住所）を把握し、住民基本台帳ネットワークシステムにより当該基本4情報から個人番号を照会する予定です。 【固定資産税（土地・家屋・償却資産）】 市内に住民票の無い納税義務者につきましては、登記済通知書又は償却資産申告書から氏名及び住所しか把握できないため、現時点ではマイナンバーと紐つける事務は考えていません。 【法人市民税】 マイナンバーではなく法人番号のみの記載を求められていることから、マイナンバーの取得をしていないため、マイナンバーとの紐付けは行っていません。 【軽自動車税】 市内に住民登録のない納税義務者については、軽自動車税申告（報告）書兼標識交付申請書及び軽自動車廃車申告書兼標識返納書からは氏名、住所及び生年月日しか把握できず、マイナンバーも記載事項とされていないことから、マイナンバーと紐付ける事務は考えておりません。 【システム関係】 マイナンバーの取得方法については、申告書等の受付においての他、事務の必要に応じて所属長までの決裁を得たうえで住基ネットに照会を行うこととしているところです。
2	豊橋市	法人番号は、税目に関係なく毎月国税庁法人番号公表サイトより取得したデータとマッチングさせ税システムに取り込みます。マッチングできないものはエラーリストが作成され、国税庁法人番号公表サイトで検索をし紐付けします。個人番号は、住民登録者については住民基本台帳より連携します。住民登録のない者については次のとおりです。 個人市民税・・・申告受付時にマイナンバー確認、身元確認を行い紐付けする。 給与所得者については、住民基本台帳ネットワークシステムにて確認後紐付けする。 固定資産税（償却資産）・・・申告受付時にマイナンバー確認、身元確認を行い紐付けする。 固定資産税（土地・家屋）・・・紐付けしない。 軽自動車税・・・紐付けしない。
3	岡崎市	法人市民税…国税庁の情報・申告書等から紐付けをしている。 個人市民税…基幹システムにて管理している基本4情報を基に住基ネットに照会し、個人番号を取得している。なお、当該照会にて不明な場合の追跡調査については現在行っていない。 軽自動車税…減免申請書に記載。本人確認は国からの資料「本人確認の措置①②」のとおり。 固定資産税…住登外者については、所有者の氏名、住所以外の情報を他市区町村照会等により調査し、基本4情報を基に住基ネットに照会し、個人番号を取得している。

市名		各市の取り組み状況
4	一宮市	【法人市民税】 マイナンバー（法人番号）については「国税庁・法人番号公表サイト」での捕捉を考えている。 【個人市民税】 市内に住民票がない場合は、給与支払報告書の支払者に確認する。回答がない場合等は、住民基本台帳ネットワークシステムにて確認する。 【軽自動車税】 軽自動車税の減免の申請がマイナンバーを入手する必要な手続きとされているので、減免申請時に個人番号カード等を持参するよう案内をしている。しかし、減免事務においてマイナンバーを活用していないので、個人番号カード等を持参しなくても、申請者から業務システム等で事後に確認することに同意がもらえれば、申請を受理する取扱いとしている。 また、市内に住民票がない納税義務者からの減免申請はほとんどないと考えられるが、そのような納税義務者からの申請の場合、必ずマイナンバーを確認する対応とすることを想定している。 【固定資産税】 市内に住民票がない納税義務者（共有者含む）については、本人への確認等が困難であるため、特別な取組みは想定していない。現在、国・各市の取扱い等に関する動向を注視している状況です。
5	瀬戸市	【個人市民税】 個人番号について、本市のシステムでは、住登外課税者は紐付けを要します。議題1の回答のとおり、賦課期日現在の居所等を含めて、書面にて事業所又は本人に照会します。 法人番号について、すべての市登録事業所において、法人番号と指定番号（市独自に付番した特別徴収義務者番号）の紐付けを要します。先月（9月）上旬、公表されている法人番号を基幹システムに取込み、今月末（10月末）を目途にその状況を確認する予定です。当初課税時期においても、紐付け状況を確認する必要があると考えています。 【法人市民税】 通常の事務手続きの範囲内で確認しており、国税庁の法人番号公表サイトで調べています。 【軽自動車税】【固定資産税】 通常の事務手続きの範囲内で確認することとしています。
6	半田市	【法人市民税】 国税庁のHP又はLGWAN経由にて検索をして確認。特定できないものの対応については、未定です。 【個人市民税】 議題1の回答のとおりです。 【軽自動車税】 特定できない場合に支障となることが想定できないため未定です。 【固定資産税】 国及び他市町村の動向を見ながら検討していく予定です。
7	春日井市	【個人市民税】 個人の特定が難しい状況であれば、個人特定も含めて事業所へ照会をし、個人特定ができている状態であれば、本人に照会をすることになると思われます。 【法人市民税】 個人番号の利用予定はありません。 【軽自動車税】 現在検討中です。 【固定資産税】 現在検討中です。
8	豊川市	【個人市民税】 事業所に照会は行うが住基から紐付け 【法人市民税】 申告書に記載されている法人番号を登録、国税庁法人番号公表サイトで確認 【固定資産税】 別紙のとおり 【軽自動車税】 現在減免申請時のみ必要。申請時に通知カード等の提示と本人確認を実施

市 名		各　市　の　取　り　組　み　状　況
9	津島市	市民税申告書及び給報等に記載された個人番号を紐付する。申告書や給報等の課税資料に記載あるマイナンバーと住民基本台帳上のマイナンバーを突合し、不一致または記載なしの場合に、事業所等に確認する。その方法は、現時点では未定。固定資産税と軽自動車税の紐付は、現在の基幹システム内の課税用宛名番号と住基番号と紐付。紐付できなかった者については、本人への確認予定はなし。
10	碧南市	法人市民税 ： 1月までに特に特徴事業所の法人番号を調べてシステムに入力していく予定です。 個人市民税 ： 住民登録外者については本人、会社等確認できる範囲で確認 固定資産税 ： 市民税と同じ 軽自動車税 ： 確認等していく予定はありません。
11	刈谷市	個人市民税・・・各種課税資料により紐付けを行い、本人への確認は、検討中です。 法人市民税・・・登録に向けて、準備中です。 固定資産税・・・市内に住民票のない納税義務者等への確認方法は、現在検討中です。 軽自動車税・・・特に検討しておりません。
12	豊田市	【個人市民税】 住民票に登録されていない方の課税資料については、4月上旬に課税資料に記載されている住所へ照会文を送付し、住民登録地の住所の確認を行い、CS端末により課税資料に記載された個人番号の正誤を確認します。 【法人市民税】 法人の代表者の個人番号の管理はしません。 【固定資産税・軽自動車税】 住民票コードによる個人番号の紐付け。 4情報検索による候補者を特定し、住民票照会を行う。 過去の共有者の個人番号の紐付けは、4情報の登録が無いものは当市でも苦慮しております。 法務局からの登記済通知書を受領後に、宛名情報を確認し、宛名DBに登録が無い義務者・共有者について、公用で住民票請求を行って宛名DBに個人番号を登録しています。
13	安城市	【個人市民税】 4情報が完全一致した者または住民票コードが一致した者は、同一人物とみなしてマイナンバーを自動付番する。住登外課税対象者については、例年状況から住登地が判明しており、294－3通知を送付している者のみ照会を行い、4情報を基にマイナンバーを紐付けていく。 【法人市民税】 法人住所と法人名が、法人番号のデータベースと完全一致する者は、自動付番します。一致しないものについては、手作業で紐付けをする。 【軽自動車】 個人市民税同様、住登地が判明している者のみマイナンバーを紐付けていく。 【国保税、固定資産税】 マイナンバーの自動付番出来なかった者への対応については、現在検討中。

市名		各市の取り組み状況
14	西尾市	【法人市民税】 不明なものは、総務省のホームページにて確認。それでも特定できない場合は、事業所に確認を取る。 【個人市民税】 市内に住民票の無い納税義務者については、基本的には雇用主に住民票のある市町村へ給与支払報告書を送ってもうらうように依頼するが、1月1日現在の住所地が当市であると回答を得た場合には、マイナンバーを確認したうえで課税する予定。 【固定資産税】 国の考えとしては、固定資産課税台帳等への記載時期は明確になっていないが、いずれはすべての番号が記載されることを前提として収集をすすめるようになっている。住登外のマイナンバーについて、住基ネットによる検索や納税義務者へのマイナンバー自主申告の依頼などが考えられるが、国からの明確な記載期限が示されていない現時点ではマイナンバーの紐付けを行う予定はない。 【軽自動車税】 減免申請書にマイナンバー記入欄を設けるよう指示があった(総務省・H27.12.18)が、記入は義務づけていない。その他の課税申告書等については「当面記載しない」との方針であったので、紐付けは行っていない。
15	蒲郡市	マイナンバーの紐付けについては、すべての税目において、基本的に同じような取り組みを行う予定であり、ある税目だけ特別なことを行う考えはない。 具体的な方針はまだ決めていないが、可能なかぎり基本4情報をもとに住基ネットで確認、調査する。特に市外居住者に対する本人への文書等による確認の作業は、今のところ考えていない。
16	犬山市	【固定資産税】 個人の住民登録外登録については、住民票、住基ネットを利用し確認する予定です。 共有の場合については共有名称による準個人で取扱いをしているため、確認登録等を実施する予定はありません。 【個人市民税】 住登外課税者については、給与支払報告書に記載のある番号を用いて住基ネットを利用し確認する予定です。 【法人市民税】 今のところ実施する予定はありません。 【軽自動車税】 現時点では記載の必要はありませんが、住民票、住基ネットを利用し確認する予定です。
17	常滑市	法人市民税:未定です。 個人市民税:未定です。 軽自動車税:未定です。 固定資産税:未定です。

市名		各市の取り組み状況
18	江南市	【個人住民税】 市民であれば紐付けには問題がありませんが、住登外課税者のマイナンバーが正しいかの確認については、情報連携端末で番号を確認するか、資料記載番号のままにするか検討中です。 【法人市民税】 国税庁の法人番号公表サイトの情報を基に紐付けを行っています。市登録情報と公表サイト情報に不一致がある場合は申告書に記載される番号で確認します。 【固定資産税】 市民については、紐付けは問題ないと認識しています。住登外については、家屋調査や償却資産申告書提出の折などに番号確認、本人確認のうえマイナンバーを収集し紐付けしています。ただし、土地や既存家屋の所有者についてはマイナンバーを収集する機会がないため、例えば4月に送付する納付書にマイナンバーを記載してもらう様式を同封するなどの方法を今後検討していくべきと考えます。 【軽自動車税】 市民の紐付けは問題ないかと思いますが、住登外登録者の場合であっても減免申請書の提出には、身体障害者手帳や運転免許証の他、通知カードや個人番号カード等が必要なので、マイナンバーの確認を行うことは可能です。
19	小牧市	【個人住民税】 ・市で受付をする課税資料では住民税申告がありますが、住登外の方は、基本、受付はしません。 ・対面受付の場合は、個人番号及び本人確認書類の提示を求めますが、無くても口頭で確認し受付をします。 ・郵送の場合は、個人番号及び本人確認書類の写しの添付が無くても受付し、提出を求める通知はしません。 【法人住民税】 ・平成27年度10月5日現在、小牧市に登録のある法人について、国税庁の法人番号を法人名と住所により 自動取り込みした。 ・法人名と住所が不一致のものは、職員が目で見て手入力した。 【固定資産税】 ・利用端末が限定されること、作業に時間と人手を要すること等から、着手できないまま今日に至っています。 ・共有者については、登記簿を取り寄せ住所等を確認する必要があり、さらに手間がかかると予想されます。
20	稲沢市	個人市民税：当面基本的に提出された状態のまま受け付ける予定。 法人市民税：相違がある場合は正しい番号に付し直す予定。 固定資産税：償却資産申告時に、市外住民についてのマイナンバー及び本人確認書類の提出依頼をする予定。また、土地・家屋分については対応を検討中。 軽自動車税：とくに行っていない。
21	新城市	CS端末により個人を特定する予定 基本4情報に不備があれば、特定することが困難となるので、各市の取り組みを参考に検討していく予定
22	東海市	【個人市民税】 マイナンバーの紐付けで困るのは、給報にマイナンバーが未記載で住民票の無い納税義務者の場合が想定されるが、マイナンバーが必要な場合は、事業所へ訂正給報(マイナンバー記載)の提出を求める予定である。 【固定資産税】必要に応じて提出を求める。
23	大府市	個人住民税、軽自動車税は住民基本台帳等で確認。法人市民税は国税庁ホームページで確認。固定資産税は、住民登録の個人分は住民基本台帳等で確認する。住民登録外の個人分は、固定資産税の新築住宅に係る軽減等の申告書のマイナンバーでは確認をしているが、それ以外の方法では確認していない。法人分は、国税庁ホームページで確認。

市 名		各　市　の　取　り　組　み　状　況
24	知多市	1、個人市県民税 　総括表及び給与支払報告書、異動届書、確定申告書等の提出により、マイナンバーが判明次第、住登外者のマイナンバーをあて名の情報として登録します。また、住登地の調査や所得照会等で、マイナンバーが必要と判断される場合は、本人や雇用主へマイナンバーを照会することも考えていますが、すべての特徴義務者、納税義務者に対してマイナンバーを紐付けることは考えていません。 2、固定資産税 　市内に住民票の無い納税義務者及び共有者のマイナンバーについては、積極的な収集を行っていません。固定資産税の減免申請時において、記載されたマイナンバーについては、紐付けます。 3、軽自動車税 　住登外者は少数のため積極的な収集は行わず、必要な場合は個別に対応します。また、減免申請時において、記載されたマイナンバーは紐付けます。 4、法人市民税 　申告書等で記載された法人番号を紐付けます。
25	知立市	個人住民税:雇用主、もしくは本人に郵便照会を行う予定。 法人住民税:国税庁の法人番号公表サイトで確認できるため、法人への聞き取り調査等は行わない。 軽自動車税:現状本人確認は行っておらず、今後の取扱いは未定となっている。 固定資産税:法令等により記載が必要な様式には、本人確認と共にマイナンバーを記載してもらっているが、それ以外について、照会等は行っておらず、今後については未定。
26	尾張旭市	住民票が無い納税義務者については、市が登録している4情報を住基ネットのデータと突合させ、不一致となったものについては、送付先や賦課資料を目視で確認し、同定作業を行っている。 ・固定資産税については、住宅用地の申告及び認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額申請時には、個人番号カード又は通知カードを職員が確認したうえで番号の記入をしていただき、また、償却資産については、申告書提出時に個人番号カード又は通知カード並びに本人確認書類等の写しの添付を依頼しているが、添付資料がないものについては、個人番号の記載がないものとしている。それ以外は、情報提供業務ではないことから本人への確認等の調査を行っていない。 ・軽自動車税については、減免申請時に、個人番号カード又は通知カード並びに本人確認書類等の写しの添付を依頼しているが、添付資料がないものについては、個人番号の記載がないものとしている。
27	高浜市	市　民　税:議題1と同じ 固定資産税:未定
28	岩倉市	法人市民税:随時紐付作業を実施する予定です。 個人市民税:市内に住民票がないものについて雇用主等に確認し、記載を求める予定です。 軽自動車税:未定です。 固定資産税:住登外、共有名義者が膨大であるため、繁忙期以外の時期を利用して随時紐付作業を実施する予定です(方法については未定です)。
29	豊明市	法人市民税:法人番号公表サイトにて調査予定です。 個人市民税・軽自動車税・固定資産税:住民基本台帳上のマイナンバーにて紐付けする予定です。 住登外については調査を行う予定ですが実施方法等は検討中です。
30	日進市	①個人住民税　住基担当へ照会する予定です。 ②固定資産税　マイナンバーの紐付けは行っていません。 ③法人市民税　法人番号公表サイトをもとに確認しています。 ④軽自動車税　未定です。

市 名		各　市　の　取　り　組　み　状　況
31	田原市	個人住民税、固定資産税ともに紐付けはしない。
32	愛西市	【個人市民税】 　個人番号については、現在情報連携に向けて見直し調整を行っているところである。 【法人市民税】 　総務省のHPにおいて紐付けは可能と考えている。順次、作業中である。 【固定資産税】 　個人番号については、現在情報連携に向けて見直し調整を行っているところである。 【軽自動車税】 　個人番号については、現在情報連携に向けて見直し調整を行っているところである。
33	清須市	【個人市民税】 議題1（3）のとおりです。 【法人市民税】 申告書に記載されている法人番号が正しいかどうか確認するかを検討中です。 【軽自動車税】 市外の納税義務者（個人）あてにマイナンバーに関する照会文書を送付するかを検討中です。 【固定資産税】 市外の納税義務者（個人）あてにマイナンバーに関する照会文書を送付するかを検討中です。 平成２８年度の償却資産申告書に記載がなかった法人のマイナンバーについては、調査します。
34	北名古屋市	【個人市民税】 マイナンバー以外の4情報で本人特定、その後、住基のマイナンバーを紐付け。 不一致の場合の処理は、議題1（3）の回答どおり。 【法人市民税】 各届出書、各申告書に法人番号の記載があるものは、随時、国税庁法人番号公表サイトにて確認し、本市の法人台帳（業務系パソコン端末）に登録しております。 【軽自動車税】 減免申請受付について窓口で申請を受け付ける場合は、マイナンバーカードの提示又は通知カードと運転免許証などの本人確認のできる書類で確認し、継続申請など郵送で申請を受付けする場合は、マイナンバーカードのコピー又は通知カードと運転免許証などの本人確認のできる書類のコピーの添付を求めています。なお、個人番号の記載拒否等記載されない場合は、職権で確認しています。 【固定資産税】 未定
35	弥富市	個人住民税においては、現状と変わらない予定。課税資料へのマイナンバー記載の有無に関わらず住登外課税を行う際には住民票登録地を雇用主へ確認しているため、基本的には4情報が一致し、マイナンバーの記載がない場合でも住基ネットによる照会で判明すると考えられる。軽自動車税については、現状減免申請書しかマイナンバーの記載を求めるものがないため、特段住登外者に対して調査を行っていない。 固定資産税では、市外の納税義務者等のマイナンバーの把握について、どのような方法で調査を行うのか検討中である。
36	みよし市	全ての税目において、住登外によりマイナンバーが不明の場合は、住基ネットを職員が操作し該当者のマイナンバーを取得する。

市名		各市の取り組み状況
37	あま市	【法人市民税】 申告書等の受付時にマイナンバーの記載、確認を求めるが、郵送等により確認できなかった場合は、国税庁HPの法人番号公表サイトで検索、照合する。 【個人住民税】 市内住民については、市の所有するマイナンバーと照合する。住民登録のない者についてマイナンバーの記載がない場合は、事業所又は本人へ照会する。 【軽自動車税】 減免申請書にマイナンバーの記載を求めるが、受付時に番号及び本人確認ができなかった場合は、市の所有するマイナンバーと照合する。 【固定資産税】 土地は、税通にて、市外の人が新たに所有者となった場合、所有者の住所地の市町村に問い合わせを行い、住所（肩書き）、氏名（読み方）、生年月日、性別を確認後、住基ネットにて把握することを検討している。家屋の税通の異動については、土地と同様の確認方法をとります。未登記家屋が建築された場合は、家屋課税台帳登録申告書に、未登記家屋に異動があった場合は、未登記建物所有権移転申請書にマイナンバーを求めているため、住基ネットにて突合することを検討している。償却資産は申告書にマイナンバーの記載を求めるが、受付時に番号確認ができなかった場合は、市の所有するマイナンバーで確認し、法人番号については国税庁HPの法人番号公表サイトで検索する。
38	長久手市	住登外者のマイナンバーについては、情報収集につとめてまいりますが、平成29年度の当初課税までにすべてを把握して通知することは困難であると思われ、納税通知後においても不足する情報を調査する予定です。 各税目の情報を共有しますので、複数の税目で課税されている者については、他の税目の調査で得られた情報であっても、それを活用します。 固定資産税の住登外者は、全員住民票を取り寄せ、そこから得られた情報をもとに個々に登録していく予定です。すべてを調査する時間的猶予はないため、新規で納税義務者となった者を優先的に調査します。 個人住民税の住登外者は、氏名、住所、生年月日、性別の4情報を把握できた者から調査を実施し、登録していく予定です。 軽自動車税の住登外者は、マイナンバーを申告する機会が殆どないことから、積極的な調査はしませんが、把握した情報については、随時登録していきます。

（3）給与所得に係る特別徴収税額通知書（特別徴収義務者用）【第3号様式】における
マイナンバーの表示について（あま市提出）

資料3

市名		各市の状況	
		①特別徴収義務者が提出した給与支払報告書に記載されているマイナンバーで印字 ②自庁で保有しているマイナンバーを印字 ③印字しない（空欄のまま）若しくは＊表示	④その他 等
1	名古屋市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
2	豊橋市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
3	岡崎市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
4	一宮市		②か③を検討中。
5	瀬戸市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
6	半田市		④その他 住民基本台帳上のマイナンバーを表記し、住登外者等（番号誤り、空欄含む）で調査中等特定できない者は全て「＊＊＊＊＊＊」を表記する予定です。 ただし、システムの開発元にて、本件に関する機能が確定できていないため。
7	春日井市		④その他 正誤問わず、マイナンバーを記載してきた事業所に対しては、自庁で保有している正しいマイナンバーを表示し、空欄で提出してきた事業所に対しては、マイナンバーを表示せず、空欄で通知する予定です。
8	豊川市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
9	津島市		④その他 議題1の（2）と同様
10	碧南市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
11	刈谷市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	現在のところ、②の予定ですが、情報収集の段階で迷っているところです。
12	豊田市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
13	安城市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
14	西尾市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
15	蒲郡市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
16	犬山市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	

市名		各市の状況	
		①特別徴収義務者が提出した給与支払報告書に記載されているマイナンバーで印字 ②自庁で保有しているマイナンバーを印字 ③印字しない（空欄のまま）若しくは＊表示	④その他 等
17	常滑市		未定
18	江南市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
19	小牧市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	②or③
20	稲沢市	① 特別徴収義務者が提出した給与支払報告書に記載されているマイナンバーで印字	
21	新城市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
22	東海市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
23	大府市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	マイナンバーの記載誤りを、事業所への照会等により通知前に極力是正できることが前提。是正しきれないようならマイナンバーを印字しない可能性もある。
24	知多市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	デジタルPMOより、「給与支払報告書等に個人番号が記載されてない場合でも、特別徴収税額決定通知書（特別徴収義務者用）には個人番号を記載する」と記載があるため。
25	知立市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
26	尾張旭市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
27	高浜市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
28	岩倉市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
29	豊明市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
30	日進市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
31	田原市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
32	愛西市		④その他 正しく記載されている場合・・・「※」による印字 誤って記載されている場合・・・空白 特定個人情報の漏えいを防ぐという観点から「※」印を印字する。また、誤って記載されている場合と区別するため、誤って記載の場合は「空白」とする。

市名		各市の状況	
		①特別徴収義務者が提出した給与支払報告書に記載されているマイナンバーで印字 ②自庁で保有しているマイナンバーを印字 ③印字しない（空欄のまま）若しくは＊表示	④その他 等
33	清須市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
34	北名古屋市		当市においても、①、②で迷っています。 ８月９日「地方税の電子化に係る全国説明会」でのＱ＆Ａにおいて、事業所が従業員のマイナンバーを記載してこなかった場合、市で調査後記載しても良いとの回答があったことを考えると②での対応も可能かと考えている。
35	弥富市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
36	みよし市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	
37	あま市	③ 印字しない（空欄のまま）若しくは＊表示	
38	長久手市	② 自庁で保有しているマイナンバーを印字	貴市の懸念はもっともでありますが、事業所ごとに、記載すべきかどうかを判断して、通知内容を変更する作業は困難と思われます。

（4）地方税当局からの国への申告書等データの引継に係る状況について（岡崎市提出）

資料4

市名		各市の取り組み状況
1	名古屋市	本市は、所得税の申告書作成システムの導入・運用・改修に費用を要することから、現在は対応する予定はありません。
2	豊橋市	導入しません。 本庁（公会堂）及び26か所の出張会場で市県民税と確定申告の受付を予定しており、確定申告の約5割の受付を行う出張会場は申告支援システムを導入していない。また申告支援システム改修費用を予算要求していないこと及び国税当局へのデータ引き継ぎが義務付けられていないため。
3	岡崎市	平成29年申告時期には導入しない。 導入しない理由については、システム利用料が高額であり、費用対効果が乏しいと思われるため。
4	一宮市	これまでと同様に紙受付の確定申告書を税務署に引渡す予定。 （理由） ・電子データ引き継ぎ関連に係る経費の予算計上をしていない。 ・申告受付会場で納税者ID取得のためのインターネット接続環境の整備ができていない。 ・申告受付時に利用している申告支援システムのデータ引き継ぎの機能詳細が不明のため。
5	瀬戸市	導入しない。 申告受付会場にデータ送信を行う環境が整っていないため。
6	半田市	平成２９年分は導入しません。 理由：システム改修を必要とし、予算措置をしていないため。ただし、３１年度に実施する行政システム全体の改修（第３次最適化）にあわせ、電磁記録による引継を導入することを検討しています。
7	春日井市	春日井市においては小牧税務署と共催で申告会場を設置していいるため、電磁的記録のまま国税局に引き継ぐことはありません。
8	豊川市	平成29年（28年分）申告より引継ぎする。国税庁が提供するシステムを利用する。
9	津島市	平成30年分確定申告（平成31年確定申告期）以降からの対応を検討しているが、実際のところ申告書等データの引継ぎにメリットが感じられない。メリットが無い以上予算計上の見通しが立たないため、早期の対応は難しいものと考えている。
10	碧南市	導入予定です。
11	刈谷市	平成29年の申告時期では、導入を予定しておりません。 申告支援システムにより確定申告の受付を実施していないこと、ネットワーク環境が整っていないことなどが主な理由です。
12	豊田市	本市では、市内6カ所において市主催の無料税務相談を開催していますが、その会場において、平成２８年分確定申告から導入を予定しています。 ただし、利用者識別番号を取得するのに時間を要することから、すべての申告者を対象にすることは難しいと考えています。当面は、従来通りのＫＳＫと併用で行うことになると思います。

市名		各市の取り組み状況
13	安城市	28年分の申告相談会において、国税当局への申告書のデータ引継ぎに対応する予定はない。 申告受付システムでe-tax形式のXMLを出力することは可能であるが、次の理由からデータ引継ぎの対応予定はないい。また、29年分の申告以降の対応については、現在検討中。 ①申告会場で利用者識別番号を持っていない者への対応に時間を要する。また、出張会場でインターネットまたはLGWANに接続可能なPC等の準備ができない。 ②国税当局にデータを送信する環境整備が必要である。 ③データで引継ぎを行う場合でも、結局は送信票や本人控え等を紙で出力する必要がある。 ④申告受付システムで申告を受けると、自動的にデータが取り込まれるため、国税連携で申告データが届くのが多少遅くても課税事務に大きな影響がない。
14	西尾市	導入しない。（予算対応等ができていないため）
15	蒲郡市	今現在は対応してはいない。 システム会社に問い合わせたところ、今後バージョンアップで対応を予定しているとのことなので、導入時期は不明だが、それに合わせて運用を始める。
16	犬山市	平成29年の申告時期においては国へのデータ引継を行う予定はありません。 今年度より申告受付システムの導入を行うため、平成30年以降、近隣市町の状況を踏まえ契約先事業者と検討していきたいと考えております。
17	常滑市	導入は予定していません。 理由としては、導入に係るシステム改修の予算を確保していないことや、導入による作業効率などを考えても本市にとって大きなメリットがないことなどがあげられます。
18	江南市	江南市の申告会場では税務署よりパソコン等の機器を借りているため、国税当局同士での引継ぎになると認識しております。
19	小牧市	当市職員は、税務署職員と同一会場でe-taxパソコンを用いて確申受付をしているため、導入する予定はありません。
20	稲沢市	平成29年度は導入しない予定。 本市の現行確定申告支援システムでは、データ入力前に利用者識別番号の確認もしくは別途発行する必要があり、紙申告と比べ相談時間が長くなってしまい市民にも職員にもデメリットが大きいため。
21	新城市	導入しない。 これまでも、申告会場にe-TAXで送信できる申告受付PCを設置していないため、個人識別番号を登録するための情報系端末が必要となる。H28年分申告も同施設で実施予定で、登録を案内する人員の確保、端末の確保等の課題が残るため導入しない。
22	東海市	導入しない。 申告者本人が利用者識別番号を取得する必要があること、費用負担の面から導入は予定していない。
23	大府市	平成29年の申告時期では、導入しない。 導入費用を市が負担する根拠がなく、また、市にとっては費用対効果もなく、これまでは予算上認められていない。

市名		各市の取り組み状況
24	知多市	導入しない予定です。 申告支援システムは税務LANのため、標準機能で対応可能ですが、次のような懸念があるため見送る予定です。 1. 送信するためには、事前に納税者の利用者識別番号が登録されている必要があり、利用者識別番号を持っている人は電子送信、持っていない人は従来どおり紙で引き継ぐなど、事務が煩雑になることが予想されます。(会場で納税者本人に利用者識別番号を取得してもらうにしても、端末や補助員などの手配が必要になります。) 2. メーカーSEの話では、送信に1件4分ほど要するとのこと。当日受付分を送信すると翌日まで処理がかかり、税務署の受領日も翌日になってしまいます。特に、申告期限当日の受付分を送信すると、一部で期限後申告扱いとなってしまうなどの懸念もあります。(SEからは、申告期限当日は、従来どおり紙で引き継ぐのが良いと助言を受けました。) 3. 申告会場では時間外に、職員が作成した申告書の内容に誤りがないか、再度チェックし、翌日以降に税務署へ引き継いでいますが、データ引継ぎの場合、課税資料は本人が持ち帰ことができるため、チェックできないことが考えられます。
25	知立市	29年の申告時期の導入は考えていない。 【理由】 導入にあたって、①システム改修費用が必要となること、②導入のための関係機関との調整が必要となること、③導入のための環境整備が必要となることから、29年の申告時期には間に合わないため。
26	尾張旭市	導入しない (本市の無料相談では、地方税当局が使用するシステムは機関内システムではなく、税務署から借りた確定申告書等作成コーナーソフトをダウンロードして受付けをしており、データを税務署に引き継ぐにあたり、USBにデータを保存し、市役所へ持ち帰り、LGWANにより税務署へデータを送信する必要がある。 データをUSBに保存して移動する危険及び情報セキュリティの問題があり、受け付ける申告書の件数も紙による申告で対応し得る件数であるため導入はしない)
27	高浜市	導入しません。(出張申告、申告会場にインターネット回線が敷設されていないため。)
28	岩倉市	本市においては独自の申告支援システムを導入していることから、平成29年の申告に対応するのは困難であると考えいています。
29	豊明市	2月に地方税当局の申告会場を設置し、当該日より所得税の申告にかかる電磁記録をそのまま国税当局に引き継ぐ予定です。
30	日進市	申告会場では、税務署から貸し出しされるPCにより所得税の電子申告を行っており、基幹システムを平成24年度に入れ替えているため、新たに申告支援システムを導入する予定はありません。
31	田原市	導入しない。 ＜理由＞システム改修に係る負担が大きく予算措置していない。
32	愛西市	平成30年分以降のできるだけ早い時期の申告から導入できるよう検討しています。 【理由】 申告支援システムからデータ連携できるようにシステム改修が必要となるため。また、現状のシステムは、情報保護の観点から外部とのインターネット接続ができないものとなっており、システム管理をしている所管課等との調整も必要となっているため。
33	清須市	導入の予定はありません。 導入費用が大きく、予算の確保が難しいことと、導入前と比較して当市へのメリットがそれほどないからです。

市名		各市の取り組み状況
34	北名古屋市	現在、市の確定申告会場にて導入は考えていません。 理由としては、導入するには税務署の個人IDが必要であり、個人でIDを取得させるのが難しいため。 また、当市のシステム上、無料での引継ぎができないため。
35	弥富市	平成29年の申告時期では導入の予定はない。 理由としては、当市の申告受付会場内にインターネット環境の整備がされておらず、会場内での情報連携が困難なことから利用者識別番号の取得ができない点がまず挙げられる。また、仮にインターネット環境を整備できたとしても、送付件数ごとにかかる手数料・情報連携システムの使用料・利用者識別番号取得のためのパソコン導入費及び職員増加の人件費などの費用面の増加が予想されるため、導入が困難なのが現状である。
36	みよし市	導入しない。 情報システム部局との調整の中で、不特定多数が触れるパソコンを役所内で外部接続するのはセキュリティ上好ましくないとの指摘があったため。
37	あま市	現在使用中の申告支援システムが、国税連携できるデータに変換、抽出機能がなく、申告書のデータ引継ぎには、申告支援システムの更新または変更が必要となるため、29年以降も当面対応を予定していません。
38	長久手市	導入予定はありません。 当市においては、職員の人員不足から、確定申告会場において申告相談に従事できる職員が限られており、面談により申告書を入力できる量が多くないため、効果は大きくないと考えております。また、本来、一般の市民が利用すべき公共施設を、市が確定申告会場として長期間占有することが問題になっており、今後の確定申告会場の開設を続けるべきかどうか、運営方針が定まっていない現状では、実施することができません。

（5）平成29年度市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書の送付について（岡崎市提出）　資料5

市名		各市の取り組み状況
1	名古屋市	簡易書留で送付することについて予定していません。
2	豊橋市	現時点では郵送方法についての規定がないこと、デジタルPMOの回答に「かならずしも簡易書留によらなければならないとまでは考えておりません。」とあることから普通郵便で送付します。 なお透過防止対策として封筒を内地紋のあるものに変更します。
3	岡崎市	【要旨】のとおり。
4	一宮市	普通郵便で発送予定。
5	瀬戸市	普通郵便での送付を予定しています。
6	半田市	一般郵便を予定しておりますが、他市の状況を参考に変更を検討します。
7	春日井市	総務省では郵送方法について、市町村の判断に任せるとしているため、当市では普通郵便で発送する予定です。
8	豊川市	普通郵便で発送 【理由】 簡易書留での発送も検討したが、簡易書留で発送すると相手が不在等で受け取りができない場合、郵便局が持ち帰り保管される。保管期間中に受取りがない場合、市に返戻される。返戻されてから再発送することを想定すると5月末日までに通知するためには4月に発送する必要がある。4月に発送するのは不可能なため、通知することを優先し、普通郵便で従来通り発送することとした。
9	津島市	未定。マイナンバー記載して送付することになった場合は、簡易書留での送付が理想だが、1件あたり＋310円かかる為、予算次第での対応となる。しかし、議題1の（2）や議題3と同様に、総務省から全国統一的な通知が無く、可能であれば、「個人番号を記載せず」に通常郵便で送付予定。
10	碧南市	普通郵便で送付予定。
11	刈谷市	現在のところ、簡易書留で郵送する予定ですが、まだまだ検討中の段階です。
12	豊田市	簡易書留を実施した場合、28，000件の約870万円の増額が発生します。 庁内の他部局の状況と財政課と現在調整中です。
13	安城市	普通郵便で送付する。
14	西尾市	普通郵便を予定。 （平成28年8月9日開催の「H28年度地方税の電子化に係る全国説明会」にて他市が、この内容を総務省の担当に質問したところ「普通郵便、簡易書留のどちらが良いかは各市町村に取扱いは任せるが、簡易書留でなければならないとまでは考えていない」との回答があった）
15	蒲郡市	現状では普通郵便で対応を予定。 内閣官房提供の『デジタルPMO』を参考に独自で判断。
16	犬山市	普通郵便での送付を予定しております。
17	常滑市	現時点では、簡易書留による郵送は予定していません。
18	江南市	普通郵便で送付する予定です。

市名		各市の取り組み状況
19	小牧市	普通郵便で送付します。
20	稲沢市	普通郵便
21	新城市	現在、普通郵便で調整中。
22	東海市	予定していない。
23	大府市	平成29年度の税額通知から簡易書留で送付することを予定している。他市町村と足並みをそろえたいと考えている。
24	知多市	簡易書留の予定はありません。 参考に、本市の試算では簡易書留を利用した場合、郵送料が約530万円増となる見込みです。
25	知立市	簡易書留で送付することは予定していない。
26	尾張旭市	普通郵便による送付を予定 簡易書留とした場合、約300万円の増となる見込み
27	高浜市	普通郵便で郵送します。
28	岩倉市	普通郵便で送付予定です。
29	豊明市	普通郵便にて発送する予定です。
30	日進市	例年と同様に普通郵便を予定しています。
31	田原市	現時点では普通郵便での発送を予定。
32	愛西市	議題のとおり、市町民税・県民税特別徴収税額決定通知書のうち特別徴収義務者用の送付については、簡易書留で送付することが望ましいものと考えておりますが、本市では「議題1」の回答の運用を考えておりますので、今のところ普通郵便で送付することとしております。 【参考】 簡易書留とした場合の予算増額　約3，100千円（平成27年度の送付実績より算出）
33	清須市	普通郵便を予定しています。
34	北名古屋市	簡易書留で送付するのが望ましいと考えますが、平成29年度については、一般郵便で考えております。
35	弥富市	予定なし
36	みよし市	予定していない。
37	あま市	現時点では、マイナンバーを非表示にして、普通郵便を考えている。（マイナンバーを表示して通知することとなった場合、簡易書留にする団体が多いようであれば、本市のみ普通郵便で送られてきたという事業所からの指摘も予想されることから、郵送料の増額を予算要求することを検討したい。）
38	長久手市	簡易書留の利用予定はありません。

（6）納税通知書と納付書の送付について（半田市提出）

資料6

市名		各市の状況			
		（1）発送方法			（2）この10年間で発送方法を変更した場合、その税目と変更年度
		① 個人住民税	② 固定資産税	③ 国民健康保険税	
1	名古屋市	ア	ア	本市では、「国民健康保険料」として取扱っています。	議題要旨に係る発送方法の変更はありません。
2	豊橋市	エ	エ	ウ	国民健康保険税　平成25年度より
3	岡崎市	エ	エ	ウ	
4	一宮市	エ	エ	ウ	発送方法を変更した税目はありません。
5	瀬戸市	エ	エ	ウ	
6	半田市	ア	ア	イ	変更無し
7	春日井市	エ	エ	エ	変更していません。
8	豊川市	エ	エ	オ 仮決定（1、2期）4月送付、本算定（3～8期）8月送付	
9	津島市	ウ	ウ	オ 当初に仮算定分として、通知書と1・2期分の納付書を送付。7月中旬に本算定分として、通知書と3期～10期までの納付書を送付	H18年度にコンビニ納付を導入（国保・軽自のみ）、H19年度から、固定資産税・市民税普通徴収分もコンビニ納付対応。その際にコンビニでの納付において、1件30万円以上の取り扱いが不可のため、固定資産税全納報奨金制度の廃止と固定資産税・市県民税全納用の納付書の廃止。
10	碧南市	ウ	ウ	ウ	①個人住民税②固定資産税③国民健康保険税について、平成25年度から変更。
11	刈谷市	ウ	ウ	ウ	個人住民税、固定資産税については、平成21年度までエの発送方法を採用していたが、前納報奨金の廃止、コンビニ収納の開始に併せて、平成22年度よりウの発送方法へ変更しました。（国民健康保険税については、平成21年度以前からウの発送方法です。）
12	豊田市	ウ	ウ	ウ	
13	安城市	エ	エ	ウ	変更していない。

市名		各市の状況			
		(1)発送方法			(2)この10年間で発送方法を変更した場合、その税目と変更年度
		① 個人住民税	② 固定資産税	③ 国民健康保険税	
14	西尾市	エ	エ	エ	①個人住民税・・・平27年度までは「ア」、平成28年度から「エ」に変更 ②固定資産税・・・同上 ③国民健康保険税・・・平成24年度までは「ア」、平成25年度から「エ」に変更
15	蒲郡市	エ	エ	エ	この10年間に、発送方法の変更はない。
16	犬山市	エ	エ	ウ	
17	常滑市	ア	ア	ア	変更なし
18	江南市	エ	エ	オ 4月仮算定時に、第1期、第2期の納付書発送 8月本算定時に、残りの各期の納付書をまとめて発送	個人住民税と固定資産税について、23年度以前はエ、24年度はウ(前納報奨金を廃止にした年度)、25年度にエに戻しました。 経緯についてですが、平成24年度に前納報奨金制度を廃止したことに伴い、全期前納の納付書を納税通知書に同封しませんでした。 しかし、納税者から全期前納の納付書が同封されていないという問合せが多かったことや、一年分を一括で支払う場合にも納付書を4枚使用するため、コンビニ手数料が4倍になってしまうこと等を理由に、平成25年度から全期前納の納付書を再度封入することとなりました。
19	小牧市	エ	エ	エ	②固定資産税 平成24年度より、土地・家屋と償却資産を一本化して、納税通知書を作成している。
20	稲沢市	ウ	エ	オ 4月中旬に仮算定納付書(1～2期)をまとめて発送。7月中旬に本算定納付書(3期～10期)をまとめて発送。	
21	新城市	ウ	ウ	ウ	平成27年4月30日新住民システム導入 個人住民税・・・(エ)、 国民健康保険税・・・(ウ)、 固定資産税・・・(ア)旧システムを使用したため 平成28年度 個人住民税・・・(ウ)、 国民健康保険税・・・(ウ)、 固定資産税・・・(ウ)

市名		各市の状況			
		（1）発送方法			（2）この10年間で発送方法を変更した場合、その税目と変更年度
		① 個人住民税	② 固定資産税	③ 国民健康保険税	
22	東海市	エ	エ	エ	なし
23	大府市	エ	エ	エ	発送方法は変更していない。
24	知多市	ウ	ウ	ウ	・個人住民税、固定資産税 平成25年度以前 （1）のアと同様の方法 平成26年度 当初に第1期分のみ発送、その後第2～4期分をまとめて発送 平成27年度以降 （1）のウと同様の方法 ・国民健康保険税 平成25年度以前 （1）のイと同様の方法 平成26年度 当初に第1期分のみ発送、その後第2～8期分をまとめて発送 平成27年度以降 （1）のウと同様の方法 ※平成26年度のみ発送方法が当初とそれ以外で異なっているが、システムの移行時期と重なっており、旧システムと新システムで仕様が異なるため。
25	知立市	エ	エ	ウ	
26	尾張旭市	エ	エ	エ ただし、年度途中に加入の方には、全期納付書は送付しません。	
27	高浜市	エ	エ	オ （仮算定分）1期、2期を4月、（本算定）3期～8期を8月送付	
28	岩倉市	エ	エ	オ 4月に仮算定として第1期から第3期、7月に本算定として第4期から第12期を発送しています。	
29	豊明市	エ	エ	ウ	①個人住民税、②固定資産税については、変更はございません。 ③国民健康保険税について、平成19年度と平成27年度に変更を行いました。

市名		各市の状況			
		（1）発送方法			（2）この10年間で発送方法を変更した場合、その税目と変更年度
		① 個人住民税	② 固定資産税	③ 国民健康保険税	
30	日進市	エ	エ	ウ	変更していません。
31	田原市	ウ	ウ	オ 4月に第1期・第2期納付書、8月に第3期以降分納付書を発送。	平成27年度から、個人住民税及び固定資産税については全期納付書を廃止。 （平成26年度までは「エ」に該当）
32	愛西市	ウ	エ	ウ 仮算定と本算定で、別に発送しています。	変更しておりません。
33	清須市	エ	エ	オ 当初（仮算定）1期送付、本算定後、2期から8期をまとめて送付。	
34	北名古屋市	エ	エ	オ 仮算定分1期分と本算定後2～10期分の2回に分け送付。	変更無し
35	弥富市	エ	エ	オ 仮算定を行っているため、5月に第1期納付書のみ発送、その後本算定時（7月）に各期の納付書をまとめて発送。	
36	みよし市	エ	エ	エ	変更なし
37	あま市	ウ	ウ	オ 年6回の納期のうち、仮算定時（2期分）と本算定時（4期分）に、それぞれまとめて送付している。	変更はありません。
38	長久手市	エ	エ	ウ	